

令和3年度
事業計画書

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

社会福祉法人 孝徳会

令和 3 年度 事業計画

入居者の個人の尊厳と人権を最大限尊重し、心豊かな楽しい生活を送ることができるよう、あたたかく潤いのある良好な生活環境創りを理念とした施設運営に努めます。

本年度の重点項目の一つは、経験したことのない感染症、いわゆる新型コロナウイルス感染症に対して如何にして効果的な感染防止対策を策定し、実行に移すことであろう。

幸いなことに、昨年度は、入居者、職員等に陽性確認した例は見受けられなかったものの特別養護老人ホームの特性として高齢者かつ基礎疾患を抱えている人が多いだけに、罹患した場合、重篤になる例があまり示されていることから前年度以上に注意を払う必要があるだろうと認識しております。ましてや、海外渡航歴もなく入国者との接触も確認できてない人が感染症に罹っていることの例や、既に市井においては英国型、南アフリカ型等の変異種が広まりつつあることから早急なワクチンの普及を期待するとともに効果的な防止対策を実施することであろう。それには、感染予防の基本である密閉・密接・密集の3密を避けることや、常時マスクの着用、手洗い手指の消毒、毎日の健康確認を行うことの再徹底することを役職員の共通認識としていきます。

一方、施設内での新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者・疑い患者が発生した場合の対処の仕方として、令和 3 年 1 月に横浜市健康福祉局が発出した「ゾーニング」の考え方を参考に取り入れたいと考えております。これは感染者が発生した際は、基本的に部屋単位でゾーニングを設定し、「汚染区域（居室）」と「清潔区域（廊下）」に区分するというもので、イメージトレーニングだけでは難があるので、ゾーニングの具体的な手順など、事前にシミュレーションを行い、万が一に備えることとします。

いずれにしても施設にウィルスを持ち込まないことが最大の防御策であると考え、前年度から実施している面会の中止や職員等の健康確認を徹底し、感染

症の収束が見込まれるまで継続実施していくこととします。

以上のように、本年度は、新型コロナウイルス感染症を如何に未然に防ぐかを第一義とし、各部門とも共通認識で事業を進めていきます。

次に本会の事業計画の一環として、地域社会に向けて、本会が持っている専門機能を地域住民に提供することにより地域ニーズに応え、利用者と地域住民の生活の質の向上を図ることが必要であると考え、地域の福祉を高め、地域ケア体制を構築する認識を持ち各種事業を推進していきます。

そして、本会の理念を全うするための一貫として、職員の資質向上が求められています。介護職員としての専門分野のスキルアップを図ることは当然のこととして、併せて専門以外の分野、いわゆる社会人としての資質の向上を図るための研修を実施し、偏りの無い職員の育成に努めることとします。これは、これからの業界が厳しい現実に向かっていることを全職員で共有する必要があり、そのためにも職員の資質の向上が求められるものと認識しています。

今年度は、3年ごとの介護報酬が見直される年になりますが、国の財政状況からして新型コロナウイルス感染症の対応関連が優先されるであろうことから多くを期待できない状況下にあります。結果として全体で0.7%の増であります。感染症に対する特例措置として半年間0.05%上積みされるも年換算で0.1%増となり、一方で一部加算等が廃止されることもあり、極力節約を試みながら事業を推進していきます。

しかし、介護保険法においては、国民一人ひとりが状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護提供体制の整備が求められていることもあり、本会としても利用者の重度化に伴い施設内での看取りや医療との連携を行い、これに対処することを基本としていきます。

これに対応するための重点項目の一つとして、退所から入所までの期間を如何に短くするか、また、重度化の利用者を如何にしたら円滑に受け入れられるかを模索しながら各部署横の連絡を密にしたうえで業務全体を推進していくこととします。このことは本会の財政基盤の強化に直結するものであると思います。

また、施設を運営するに当たって、財政基盤の強化を図ることは当然のこととして、自然災害に対しても対策を講じる必要があり、適宜見直しを行ってい

きます。

本会においても大災害が発生した場合、全ての利用者が介護を必要とし、医療ニーズも必要なことから利用者が自立して避難行動や避難生活を送ることは期待できません。必要最低限のサービスを提供することが社会的使命でありますから、避難確保計画（平成 31 年 1 月 1 5 日作成）に基づき、実施訓練を行うことで、発災時における被害を最小限にとどめること、そして、このことを全職員に共通認識を持たせることに力点を置くこととします。また、全員参加型ではなく、この実施訓練を補完する意味において、当施設が福祉避難場所に指定されていることもあり、福祉避難場所を的確に運用できるよう開設・運営マニュアルに沿った訓練を適宜実施していくこととします

特別養護老人ホームの運営については、例年通り、入居者に対してのサービスの低下を招くことなく経営を安定させるためには、要介護度の高い入居者を増やしていくことも必要であることの認識の上に立ち、更には、入居者の様態も重度が増加していることは確実であり、対応する介護職員の層を厚くすることも視野に入れて対応することとします。この現実を直視しつつより一層の経費削減に努め、満床状態に近づけることに最大限の努力を払った上で MISONO の理念を全うすることとします。

また、デイサービス事業「Day さーびす MISONO かまくらみち」は、着実に利用者が増えてきており、地域福祉に貢献できているとの思いが高まっているところであり、利用率を更に高める努力を重ねていきます。

そして、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的とした居宅介護支援事業「居宅介護支援センターMISONO」は、業務運営の効率化を図りながら、今年度においてもその成果を持続できるよう事業を推進して参ります。

ショートステイに関しては、従来どおり各居宅介護支援事業所と連絡を密にし、イベント情報を積極的に発信し、必要に応じて入居者の居室を提供する等して、利用者の利便性を高めていくこととします。

1 介護老人福祉施設の運営について

本会の介護老人福祉施設（介護保険事業者番号 1473500724）においては、特別養護老人ホーム 陽のあたる丘 MISONO と称し、ユニットケア（個室 10 部屋が 1 ユニット）の特色を活かし、より高度な個別ケアに努めます。そして、利用者やその家族との日々の係わりの中での要望事項や健康上の相談、介護上の相談等の個別相談に適切に対応し、各種サービスの向上を図ります。

そして、確実に重度、かつ、高齢の入居者の割り合いが増えている状況の中で、介護職員のスキルアップを図ることにより対応することとします。

2 短期入所生活介護事業の運営について

本会の短期入所生活介護事業（介護保険事業者番号 1473500732）においては、ショートステイ 陽のあたる丘 MISONO と称し、利用定員 20 名のユニットケア（個室 10 部屋が 1 ユニット）で、利用しやすく、サービスの質の向上を図りつつ、各居宅介護支援事業者に積極的に空き情報の提供を行い、定期的に居宅介護支援事業者を訪問し、情報交換を行い、関係を密にして安定した利用者の確保に努めます。

3 居宅介護支援事業の運営について

本会の公益事業である居宅介護支援事業（介護保険事業者番号 1473500930）においては、居宅介護支援センター MISONO と称し、要介護、要支援の認定を受けた利用者に対し、意思及び人格を尊重し公平中立な立場で適正な居宅介護支援を提供すよう努めます。

当事業所は、介護老人福祉施設の特養とは別棟で活動を行っている関係で新型コロナウイルス感染症については、次のとおり対策を講じ感染防止に努めます。

（1）職員の対応

①出勤前に体温測定をし、37 度以上の発熱等の症状が認められるときは

出勤しない。

②出勤後、訪問から戻ってきたときは、手洗い、うがい、アルコール消毒の実施。

③事業所内、訪問時はマスクの着用

④研修等はオンラインでの参加又は少ない人数での参加

(2) 事業所内における対策

①入り口にアルコール消毒液を設置

②事業所内の窓を開け換気を行う

③衛生用品の確保

(3) 利用者への対応

①訪問時はマスクを着用。体調確認し発熱症状時は受診を促す。

②利用している事業所で感染が認められた場合、他のサービスでの調整を行う

③担当者会議は、人数を制限し、又は書面での会議とする

上記を行ったうえで、例年通り次のとおり業務を行います。

利用者が要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し、ケアマネジメント業務を行います。

そのために、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき保険・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的、効率的にサービスが提供されるよう支援を行います。

そして、具体的な行動として、要支援者に対しては、利用者等が抱える課題や問題に対して真摯に向き合い、生活機能向上に対する意欲を引き出すことを重点とし、6か月ごとに支援計画の見直しを行います。

一方、要介護者に対しては、必要に応じた相談、助言を行い、毎月居宅に訪問し、身体の状況や居宅サービス計画書の実施状況を把握したうえで、サービス内容の変更、区分変更等を行います。サービス担当者会議又は担当者に対す

る照会により一人ひとりの意向に沿った居宅サービス計画書の作成を行い、給付管理を行います。更に、入退院、入退所時には、病院、施設と情報の共有を図り適正な援助を行っていきます。

また、利用者の介護認定の申請の手続きの依頼を受け、代行申請を行うと同時に市町村より介護保険認定調査委託業務を受託していきます。

適切なケアマネジメント業務を行うため外部研修に積極的に参加し、介護支援専門員の資質向上に努めます。

4 Day さーびす MISONO かまくらみちの運営について

本会の第2種社会福祉事業 老人デイサービス事業（介護保険事業所番号1473501318）においては、「DayさーびすMISONOかまくらみち」と称し、介護保険法の理念に基づき、利用者の意思及び人格を尊重し、家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう通所介護事業所として支援していきます。

本年度も前年度同様安定した運営を目指こととします。新型コロナウイルス感染症の影響で利用者に対して時間短縮等の不便を強いることもありましたが、重篤化率や死亡率の高い高齢者を対象とする事業としては、日々の感染予防に努めることが、安心安全な事業運営につながると認識し、感染防止対策を全職員で共有し、取り組んでまいります。

通所介護の担う役割は「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられること」と掲げられた近年、果たさなければならないことが増えています。その例として、健康な毎日を過ごすためにデイサービスへ通う習慣を身に着けることや、日ごろの健康観察による早期身体の異変、利用者一人ひとりに合わせた機能訓練の実施、最期まで自宅で過ごすための柔軟なサービスの提供など、各々のニーズに合わせた対応が求められています。それに伴い職員は知識や技術は勿論のこと接遇に至るまで、身につけなければならないことが多くあります。現在のコロナ禍においては、必要な研修が開催されず学ぶ機会が期待できないと判断しております。サービスを低下させるわけにもいかないので、その対策の一つとして、職員同士が手本となり疑問に思ったことをそのままにしておかず、互いに学びあうことで資質の向上を図ること

とします。収束の見通せないコロナ禍を乗り越え、事業発展の一助となるよう努力してまいります。

今年度も、積み重ねてきた信頼と実績を大切に一つ一つ丁寧に向き合い、利用者やその家族、地域の皆様にも愛される運営を心掛けてまいります。

5 部内業務について

本会が行う各事業を的確に遂行するために、介護、介護支援、看護等のセクションごとにサービスの向上の目標を設定し、感染防止対策を徹底したうえで事故の起らない業態を策定することにしました。

(1) 生活相談課

介護保険法においては、国民一人ひとりが状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護提供体制の整備が推進されているところですが、当施設の現状は全体的な入所申込者の減少傾向は変わらず、入所者の重度化のため入所期間が短くなっており、今後も退所から入所までの期間を空けず、スムーズな受入ができるように努めていきます。稼働率を上げ、満床を維持できるように、各部署との協力と連携を図っていきます。

また、入居者、その家族の方が要望を言える環境づくりとして、新型コロナウイルスの収束状況を見極めつつではありますが、イベントの開催により面会の機会を多く設け、生活上の相談に対して的確な助言やサービスの提供に努めていきます。

そして、入居者の生活の充実を図るため、入居者のニーズ、ADL 状況に合わせた行事やクラブ活動、イベントの企画等の実行に努めるとともに、地域との交流を密に行っていきます。地域との関わりにより、地域住民に対して当施設の行事等への参加を促し、更には、当施設の実態を周知するためにも、ボランティア活動や民生委員による見学会の積極的な受入等の社会貢献も行っています。

(2) 介護支援課

前年度から新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いに従い、面会や外出・外泊、行事イベントなどの自粛が続いています。このため、入居者の体調等については家族への報告を密にし、心配や不安のないよう努めることとします。

入居者本人の精神的・身体的状況及びその家族の環境等に配慮したうえで、本人及び家族の要望や必要としているケアに基づきケアプランを作成し、必要にあわせて区分変更を行い、その人らしい生活が維持できるように支援を行っていきます。

また、本人及び家族からの生活全般における不安や悩み等の相談を受け、これらに迅速、且つ的確に対応し、より良い信頼関係を築いたうえで今後の生活支援に反映させることとします。

そして、入居者等の要望の中で各部署において情報共有や検討、生活環境の変更が必要な事柄に関して、ケースカンファレンスや随時検討の機会を設け、本人及び家族に報告し、本人・家族・施設が同じ方向を向き過ごす事ができるように取り組みを行なうこととします。

ケアプランカンファレンスの時期を介護保険の認定期間に合わせ、更新期間内に入院やADLの状態が大きく変化してきた時には、モニタリングを行ったうえで適切な介護度であるかなど状態の把握に努めていきます。

また、介護・看護・栄養・相談の各専門職との連携を図りつつ、その相互間の調整を行い、多種、多様な支援が総合的に行われるようチームケアのまとめ役としての役割を担っていくこととします。

例年どおりリスク委員会、身体拘束廃止委員会及び虐待防止委員会は、適宜実施することとします。

(3) 介護課

市井においては経験したことの無い感染症に見舞われており、その収束が見通せないなかでも、幸いにも感染防止対策が功を奏しているため、一層の感染防止対策の徹底を図り、例年どおり次の業務を行ってまいります。

介護職員に対する指導としては、入居者に対して徹底した安全の目視確認を行い、高齢者を敬う、且つ安心してもらえるような優しい声掛けを行うことを基本とし、安定したサービス提供のための情報共有と確認を行い、入居者の安全・安心・安楽に生活できることを目標にします。

そのために MISONO の標語に掲げられている「ふれあう心・ふれあう手・笑顔で支える優しい介護」を基本とし、「利用者に安心して過ごしてもらおうこと」及び「働きやすい施設」を重点項目として捉えることとします。

第一に介護職員の立場から「利用者に安心して過ごしてもらおうこと」とは、どうあるべきかを題材にして指導していくこととします。

具体的には、相手の立場に立った考え方や声掛け、行動ができるように、また、忙しい時も笑顔を絶やさない気持ちの余裕の持ち方等について、教育的指導のみならず、係長会議や主任会議等の場を利用し、意見交換をしながらフロア単位で日常問題の把握とその解決を図ることにより、効果を上げていくこととします。

次いで、「働きやすい施設」を具現化させるために、「入居者のより良い生活」を根源としたうえで、介護職員に対して協働・共助の精神を醸成しつつ目標達成に努めます。

(4) 看護課

入居者やショートステイ利用者の情報を正確に把握し、健康で安寧を保つ生活ができるよう支援します。膀胱留置カテーテル、胃瘻、喀痰吸引、ストマ、在宅酸素、褥瘡処置等医療処置や管理が必要な入居者が増えているため、嘱託医や他部署との連携を図り、より充実した医療・看護サービ

スが提供できるよう努めます。

日常の業務内容

1 薬の管理と医療処置

誤薬投与事故がないように正確な配薬と説明を徹底します。

2 利用者の異常の早期発見と早期対応

夜間の救急受診がないよう、日中での早期受診体制を整えます。

3 感染予防と蔓延の防止

今年度は新型コロナウイルス感染症の予防対策に重点をおき、全職員に予防策を徹底指導します。また、発症時には感染拡大防止に最善をつくして対応します。

4 介護士による喀痰吸引・経管栄養注入への協力

介護士が安全に実施できるよう、嘱託医と連携をとり指導します。

5 看取りの援助

看取り介護を希望される方には、自然で穏やかな最期が迎えられるよう他部署と連携をとりながら協力します。

6 健康診断

例年どおり入居者と職員の健康診断を行います。

(5) 管理栄養課

入居者の日々の食生活が快適な生活を送るための基本的かつ重要な位置づけにあるとの認識のもと、美味しく・楽しく・安全に食べることができるよう支援します。

また、第一に、厨房をはじめ調理器具や食材の衛生管理、従事する者の健康管理や衛生教育を行うことにより食中毒の感染症を防ぎ、安全な食事を提供します。

入居者、施設職員に体調不良者が出て、感染対策が必要と判断された場

合は、事前に取り決めた感染対策を速やかに行い、感染防止に努めます。

次に、楽しみのある食事提供に努め、行事食や選択食、MISONO ランチなど年間行事予定を策定したうえで実施し、入居者が季節感にあふれる楽しみのある食事を摂ることができるようにします。そのうえで安全にも配慮し、飛沫感染を防ぐため、距離を保つ食席を設定します。

そして、健康維持、疾病予防・進行予防のため、施設の栄養所要量に基づく献立で必要な栄養を摂り、エネルギー、タンパク質、塩分等の制限が必要な入居者に対しては、医師の指示に基づき、無理なく制限していただけるように対応します。

また、咀嚼、嚥下等に困難がある入居者には、食事の形態を工夫し、個々に適した安全な食事に対応します。水分についても適正水分量が確保できるように、水分の種類・形態を工夫して無理なく水分が摂取できるように支援します。

「栄養ケアマネジメント」に基づく栄養管理の充実を図り、栄養ケア計画の作成管理を進め、管理栄養課の目標を達成することとします。

(6) ショートステイ部門

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策（マスク、手洗い、アルコール消毒）を徹底し、送迎車に乗車する前の体温測定、エントランスでのうがい・手指の消毒、毎日の体調確認（1日2回の検温実施）発熱等の症状がある場合は、速やかに帰宅して頂く等、万全を期して利用者の安全、安心に努めてまいります。

ショートステイの空室情報やレクリエーション等のイベント情報を各居宅支援事業所にリアルタイムで発信し、ショートステイ希望者の確保に努め、更に、定期的に居宅介護支援事業所に連絡を取り、より良い信頼関係を構築していただけるよう情報交換を行い新規利用者の確保に努めます。

初めてのショートステイ利用者に対しては、次回以降のショートステイライフをより快適に過ごすことができるよう、退所後に聞き取り調査を行い、担当ケアマネージャーに様子を伝え、改善事項があれば、それを部内ショートミーティングで検討し、次回の利用時に役立てリピーター確保に繋げていきます。

また、利用者からの苦情がないように利用者・家族・居宅介護支援事業所との連携を密にするとともに、利用者の情報を看護師および介護職員に的確に伝達し、事故防止に努め、加えて事故発生時には有効で迅速な対応ができるよう体制づくりに努めます。

(7) その他

お花見、新年会、書道クラブ、夏祭り、クリスマス会等の施設内の諸行事は、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めたうえで、実施することとします。